

みんなでエシカル消費

倫理的、道徳的で人・社会・地域・環境に配慮した消費行動

コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の小売店では、つい消費期限の長い奥の商品に手を伸ばしがちです。

「てまえどり」は、棚の手前にある販売期限の迫った商品を選ぶ購買行動で、食品ロスを防ぎます。すぐに食べるなら、棚の手前から取るようおすすめします。



その他のエシカル消費行動例



マイバッグを持参する
マイボトルを持ち歩く



地元のものを購入して
応援する（地産地消）



必要なだけ購入する



世田谷区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談事例はこちら

世田谷区公式HP → 検索メニュー → ページIDから探す → 1129

相談専用電話 ☎03-3410-6522

高齢者(65歳以上)専用電話 ☎03-5486-6501

相談日時 ※祝・休日、年末年始を除く

まずはお電話でご相談ください。

月曜～金曜（電話・来所）午前9時～午後4時30分

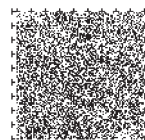
土曜（電話のみ）午前9時～午後3時30分

所在地 世田谷太子堂2-16-7（三軒茶屋分庁舎3階）

●世田谷線「三軒茶屋駅」徒歩3分 ●田園都市線「三軒茶屋駅」

北口A徒歩1分 ●バス すべて「三軒茶屋」バス停下車

日曜・祝日は消費者ホットライン ☎188 午前10時～午後4時（国民生活センター）※年末年始を除く



住まいの防犯対策、 アップデートしませんか？

侵入盗対策の防犯物品の購入・設置費用等を補助します。
(世田谷区住まいの防犯対策サポート事業)

補助対象者

世田谷区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主または世帯員で、
現に世田谷区内に居住している方

補助対象物品

防犯カメラ、録画機能付きインターホン、センサー付きライト、防犯フィルムなど

補助上限額 **4万円** (補助率10/10、100円未満切捨て)

申請期限 **令和8年12月28日(予定)**

申請方法

- **区HP**  **23301** からオンライン手続き
- 郵送 (〒154-8504 世田谷4-21-27世田谷区役所東棟3階 地域生活安全課)
- 地域生活安全課またはまちづくりセンターに申請書類を持参
※申請書のほか、本人確認書類(公的機関発行)の写しと領収書
(令和8年4月1日以降のもの)等も必要です。

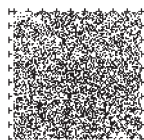
詳細は区HPを
ご確認ください！



世田谷区防犯キャラクター
せたかくん

注意事項

- ・申請状況によっては助成が受けられない場合があります。
- ・対象品目など補助制度の詳細は、上記二次元コードからご覧ください。
- ・ご不明な点がございましたら世田谷区住まいの防犯対策サポート事業コールセンターまでお問い合わせください。
- ・令和7年度、令和8年度を通じて1世帯1回限りの申請となります。



世田谷区住まいの防犯対策サポート事業コールセンター
☎03-6631-2955 (平日午前9時から午後5時まで)

担当：地域生活安全課